

未就学児の均等割保険税に対する軽減措置について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年度から未就学児の均等割額を半額とする軽減措置が導入されます。低所得者世帯に係る保険料の減額賦課の基準により、均等割額が軽減されている場合は、減額後の均等割額の半額を減額するものです。

※令和4年3月議会において条例改正議案上程予定

【現行税率による軽減金額】 均等割額：38,400円／人

◆減額賦課非該当世帯

(R3当初賦課時点)

被保険者負担 19,200円		
国負担 9,600円	都負担 4,800円	市負担 4,800円

282世帯
366人

◆2割軽減世帯

被保険者負担 15,360円			減額賦課・国負担 3,840円	
国負担 7,680円	都負担 3,840円	市負担 3,840円	都負担 1,920円	市負担 1,920円

54世帯
73人

◆5割軽減世帯

被保険者負担 9,600円			減額賦課・国負担 9,600円	
国負担 4,800円	都負担 2,400円	市負担 2,400円	都負担 4,800円	市負担 4,800円

75世帯
101人

◆7割軽減世帯

被保険者負担 5,760円			減額賦課・国負担 13,440円	
国負担 2,880円	都負担 1,440円	市負担 1,440円	都負担 6,720円	市負担 6,720円

121世帯
151人